

## テレワーク、副業・兼業の労務管理

～ 改定ガイドライン等に基づき、労務管理上の課題について解説します ～

主催 (一社) 新宿労働基準協会 (幹事)  
(一社) 三田労働基準協会

テレワーク、副業・兼業については、ガイドラインが改訂され、その活用が求められています。が、労基法や就業規則等社内規定などに関する様々な課題が指摘されています。過去の裁判例、改定ガイドラインに基づき、企業法務に詳しい弁護士が解説します。

1 日 時 2021年11月29日(月) 14:00～16:00

2 配信方法 ズームウェビナーを使用して配信します。  
(PCやタブレット等の端末とインターネット環境が必要です。)

### 3 内 容

- (1) テレワーク
  - ・テレワークと就業規則、労働条件明示
  - ・様々な労働時間制度の活用
  - ・労働時間管理、長時間労働対策
- (2) 副業・兼業
  - ・副業・兼業に係る裁判例
  - ・安全配慮義務、秘密保持義務等企業に求められる対応
  - ・労働時間管理、割増賃金の支払

### 4 講 師

弁護士法人 ALG&Associates 執行役員 企業法務事業部長・弁護士 家永 勲 氏  
【プロフィール】

弁護士法人 ALG&Associates 企業法務事業部において事業部長を務め、多数の企業からの法務に関する相談、紛争対応、訴訟対応に従事している。

近著に「中小企業のためのトラブルリスクと対応策 Q&A」(労働調査会)がある他、労政時報、労務事情等へ多数の論稿がある。

日常に生じる様々な労務に関する相談対応に加え、現行の人事制度の見直しに関わる法務対応、企業の組織再編時の労働条件の統一、法改正に向けた対応への助言など、企業経営に付随して生じる様々な法的な課題の解決にも尽力している。

### 5 受 講 料

当協会会員は、4,000円〔非会員は6,000円〕(税込、資料等含む)。

下記振込先口座に、2021年11月22日(月)までにお振込みください。

三菱UFJ銀行 田町支店 普通預金 0397963

口座名義 一般社団法人三田労働基準協会

振込人名の前に、講習会月日をご記入下さい(例1129 〇〇カイヤ等)。

11月22日までの取消しは、返金します。振込手数料はご負担下さい。

### 6 受講申込(定員100名)

受講申込書にご記入の上、協会事務局へFaxにてお申込み下さい。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

**テレワーク、副業・兼業の労務管理**  
**受講申込書 兼 受講票**

● 実施日： 2021年11月29日(月) ●  
14:00 ~ 16:00

Fax 送付先 (一社)三田労働基準協会事務局 あて  
03-3451-7692

いずれか、○をお付け下さい	協会会員／三田・新宿・品川・大田・渋谷・池袋・向島 協会会員以外		
事業所名			
所在地			
電話番号		Fax 番号	
担当者氏名			
受講者氏名	メールアドレス (必須、わかりやすくご記入ください)		
メール案内要・否	担当者のメールアドレス		

- 注：① 個人情報、本講習会以外の目的に利用することはありません。  
② 参加URLは、11月26日までにメールアドレスあてお知らせします。  
③ 参加URLは、本人のみ有効で他人への転送はできません。  
④ 講習会資料は、11月26日までに上記所在地あて郵送します。

講習内容に関する質問事項等が有りましたら申込時にご記下さい。	
--------------------------------	--

協会 使用欄	
-----------	--